クーリングオフができるのはどんな時？

問 消費生活センター（☎20・8796）

契約のきっかけは次のようでしたか？

◆業者が急に訪問してきた。
◆業者から電話勧誘された。
◆1日だけ開催される展示会や仮設店舗で契約した。
◆無料や格安で物をあげると会場に連れていかれて高額な契約をした。（SF商法）
◆街中で販売目的を告げられずに呼び止められ、店に連れて行かれた。（キャッチセールス）
◆業者から電話などで販売目的を告げられずに呼び出された。（アポイントメントセールス）
◆業者から訪問したいと電話があり、来訪に同意した。
◆広告を見て問い合わせたら業者が訪問してきた。
◆不用品買取りの訪問を受けた。

左記の契約ですか？

マルチ商法、内職商法で契約後20日以内。
特定継続的役務提供（エステ、外国語教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚紹介所、美容医療の一部）で契約後8日以内。

はい → **契約書を受け取った日を含めて8日以内ですか？**

※契約書を受け取った日を1日目として8日目までが法的なクーリングオフの期間になります。商品を受け取ってからではありませんので注意して下さい。契約書を確認しましょう。

はい → **特定商取引法の対象とならないとされている商品・サービスですか？**

※詳しくは消費生活センターへ。

いいえ → **現金取引で3千円未満の契約で、代金は支払い済みですか？**

はい → **商品は健康食品や化粧品ですか？**

はい → **開封しましたか？**

はい → **開封分はクーリングオフできません。未開封分はクーリングオフできます。詳しくは消費生活センターへ。**

※必ず書面で通知してください。開封した物は最小単位で買取りになります。ただし、業者が開封した、業者に開封するよう指示された場合は解約できます。

いいえ → **クーリングオフできます。**

※必ず書面で通知してください。

いいえ → **クーリングオフでは解約できません。**

いいえ → **クーリングオフでは解約できません。**

消費生活センターにご相談ください。

いいえ → **業者が独自にクーリングオフ制度を設けていますか？**

はい → **法的なクーリングオフ制度があります。詳しくは消費生活センターへ。**

はい → **業者の規定に従って手続きしてください。**

いいえ → **クーリングオフでは解約できません。**

消費生活センターにご相談ください。

クーリングオフってなに？

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引方法で商品等を購入した場合、あとで冷静になって考え直して契約をやめたいと思ったとき、一定期間内であれば理由を問わず契約を解消できる制度です。自らの意思で店舗へ行き商品等を購入した場合は、クーリングオフの対象となりませんので注意してください。クーリングオフの方法については消費生活センターに相談してください。